

別表第3(第2条、第8条関係)

種目		対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級以上の障害児者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級以上の障害児者	尿が自動的に吸引されるもので、障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児者	障害児者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児者	介護者が障害児者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児者	介護者が障害児者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
自立生 活支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害を有する障害児者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円

便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児者	手すり付きで障害児者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	9,850円
つえ(T字状・棒状)	下肢又は体幹機能障害を有する障害児者	障害児者の歩行時に身体を支え、安定させ得るもの	3年	4,460円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する障害児者で、家庭内の移動等において、介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有すること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上を有する障害児者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者で、てんかん等により頻繁に転倒等する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ア スポンジ及び革を主材料とするもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料とするもの	3年	ア 15,200円 イ 36,750円
特殊便器	上肢障害2級以上の障害児者及び重度又は最重度の知的障害者(児)で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者	温水温風を出す機能を有するもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者及び重度の知的障害者であつ	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円

	自動消火器	て、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
	電磁調理器	視覚障害2級以上の障害者又は知的障害者	障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害児者	視覚障害児者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の障害者の障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上でCAPDを実施している障害児者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能3級以上又は同程度の身体障害者であると認められる障害児者	障害児者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能3級以上又は同程度の身体障害者であると認められる障害児者	障害児者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
	盲人用音声式体温計	視覚障害2級以上の障害児者	視覚障害児者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声発語に著しい障害を有する障害児者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢又は視覚障害2級以上の障害児者	障害児者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト	—	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の障害者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
	点字器	視覚障害児者	点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	7年	標準型・真鍮板製 10,400円 標準型・プラスチック製 6,600円
				5年	携帯型・アルミニウム製 7,200円 携帯型・プラスチック製 1,650円
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害児者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者）	視覚障害児者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障害児者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	6年	89,800円

視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の障害児者	文字情報と同一画面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、拡大された画像をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の障害者。なお、音声時計は手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難なものを原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	音声式 13,300円 触読式 10,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声発語に著しい障害を有する障害児者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児者が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円

	人工喉頭		喉頭摘出児者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4年	笛式 5,150円
				電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年	電動式 72,203円
		点字図書	視覚障害児者	点字により作成された図書	—	町長が必要と認めた額
排泄管理支援用具	ストマ 用装具	蓄便袋	ストマ造設者のうち、直腸機能障害4級以上の者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋（皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する用品を含む）	—	月額 8,858円
		蓄尿袋	ストマ造設者のうち、膀胱機能障害4級以上の者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの（皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する用品を含む）	—	月額 11,639円
	おむつ		ストマの変形等によりストマ用装具の装着が困難である、若しくは高度の排便、排尿機能障害又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害のため排便、排尿の意思表示が困難であると認められる3歳以上の身体障害児・者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	—	月額 12,000円

	収尿器	脊髄損傷等による排尿障害を有する障害児者	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	1年	男性用・普通型 7,700円 男性用・簡易型 5,500円 女性用・普通型 8,500円 女性用・簡易型 5,900円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を有する者で障害等級3級以上の障害児者	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの。 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取り替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 なお、給付は原則として1回とする。	—	200,000円

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 ネブライザー・電気式たん吸引器の支給申請及び紙おむつ等の新規支給申請の際には、医師意見書により必要性を判断するものとする。